

令和7年度 障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱

1. 主 旨 在宅で継続して、紙おむつを必要とする障害者（児）に対し、紙おむつを給付することにより、在宅生活を支援する。
2. 対 象 者 在宅で継続して紙おむつを必要とする3歳から64歳までの障害者（児）（昭和36年4月1日から令和4年3月31日までに生まれた者）で、竹原市重度障害者等日常生活用具等給付事業において紙おむつの給付を受けてない人。
ただし、手帳（身体・療育・精神）を所持せず、障害の状態が民生児童委員の証明により、継続して紙おむつが必要な場合は、本会で協議し、支援決定を行う。
3. 支 援 額 1ヶ月あたり1,500円に月数を乗じて得た額を支援する。
（申請受付日の当該月から、2026年3月までの月数分）
4. 支 援 方 法 3で得た額面の引換券を発行する。
（別紙市内取扱薬局で対象者が使用している紙おむつに引換）
5. 申 請 方 法 本会所定申請書に必要事項を記入し、担当地域の民生児童委員による証明（署名・押印）があるものを本会へ持参する。
（申請は、民生児童委員、障害者支援センター職員等、代行可）
6. 引 換 え の 際 の 注 意 事 項
 - （1）引換券有効期間は、引換券発行日から原則2月末とする。
引換券は、支援額を3分割し、3枚発行（1枚6,000円を基本）する。
 - （2）現物の紙おむつ以外のものとは、引換できない。
 - （3）紙おむつの額が引換券の額面に対して、同額以上でなければ無効とする。
引換券の額面を超えた場合は、申請者は、その差額分を店頭にて直接現金で支払う。
7. 情 報 提 供 先
 - 4月の各地区民児協
 - 4月の障害者自立支援定例会議
 - 令和7年5月号の竹原福祉だより

※ 在宅にはグループホームも該当する。